

令和7年4月16日

◎下村委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎下村委員長 本日の委員会は昨日に引き続き、令和7年度業務概要についてであります。

《子ども・福祉政策部》

◎下村委員長 それでは、日程に従い子ども・福祉政策部の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(幹部職員自己紹介)

◎下村委員長 それでは、最初に部長から総括説明を受けます。

なお部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎下村委員長 それでは、続いて各課長の説明を求めたいと思いますが、本日は、概要を聴取する課の数が大変多くございますので、各課長の説明は、できるだけ適切、またかつ簡潔によろしくお願いいたします。それから、各委員の皆様におかれましても、できるだけ簡潔、そして分かりやすく質問をしていただければと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

〈地域福祉政策課〉

◎下村委員長 まず、地域福祉政策課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎榎尾委員 2点御質問させていただきたいんですけれども。まず2ページ目の生活困窮者のセーフティネットの強化で、特例貸付けの返還が始まった際は、本当に我々にも御相談など多くて、窓口におつなぎしたら、丁寧に御対応いただいて、やっぱり貸付けを受けた方なんか、すごく負い目のある方も多いので、御丁寧な対応には、ありがたかったと思いますので、また引き続きというところで。今、返還がスタートされて1年目、2年目の方がいらっしゃると思うんですけれども、本県で制度を使われた方の実際の現状とといいますか、しっかり返還ができているのか、また、なかなか伴走支援なんかがあっても返還が難しいのか、詳細な現状を教えてくださいたいと思います。

◎市川地域福祉政策課長 コロナ禍で実施をしました生活福祉資金特例貸付につきましては、貸付けの総件数が2万8,872件でございます。このうち、今年の2月末現在で、約6割近く、56%ほどが、先ほど申しました住民税非課税などで償還が免除された方々です。それ以外の方で、償還がもう既に終わった、もう完済してしまった方が2,100件ほど、率にするとごく僅かな数ですけれども、残りの方はまだ償還中でございます。

もともと、この貸付けの対象になっている方が生活が苦しい方、コロナによって仕事を失った方が対象でしたので、なかなかその立ち直りといいますか、生活の再建は難しいところはあるかと思えますけれども、そういったところに対して、自立相談支援機関が中心になりましてフォローアップをしております。そのフォローアップの体制強化としましては、県内3ブロック地域に支援監を配置をしまして、個々に支援をすることを行っております。

◎榎尾委員 引き続きお願いいたします。あと1点、5ページ目のひきこもりの人たちの支援等で、やはり、現状と課題にあります好事例の横展開が、本当に大切になってくるのかなと思う中で、南国市の市社協さんが、今青年団体に若い職員さんを入れられて、その経営者の方々と交流していく中で働ける場所を探して、今2年間で2名ほど正社員の雇用につなげておられます。大変いい事例だなと思って、自分たちも勉強させてもらってるんですけども。こういった好事例の横展開は、今後こういったふうに進まれていくか、教えていただけたらと思います。

◎市川地域福祉政策課長 委員おっしゃっていただいたケースについて、私承知をしております。申し訳ございません。そういった情報を市町村とか、あと福祉保健所で収集しまして、担当者会で、こういったところがよかったよと紹介していきたいと思っております。

◎橋本委員 先ほど、榎尾委員から話があった生活福祉資金特例貸付についての償還が始まって、これは、令和4年9月いっぱいの特例貸付けがされ、それから、ある程度タイムラグがあって、償還が始まっているわけですね。それから、償還の猶予とか少額返済という形がずっと申請をされて、免除申請をされた方についてはこういう対応ができるけれども、そうではない方もたくさんいると思うんです。特に一番大きな問題となっているのは、この物価高です。コロナのときは特例貸付けでやったんですけども、基本的には、なかなかそういう状態が積み上がってきて非常に生活が厳しいと。申請をして、言うてこなかったらやっちゃらんみたいな話ではないんだろうなと私は思っているんで、その辺はどういう取組をしてるんですか。

◎市川地域福祉政策課長 この貸付けは、窓口になってましたのが市町村の社協になります。最初の貸付約定の償還が始まるときに、連絡がとれなくなったりとか、約束どおり償還していただけない方については、市町村社協から個別に、電話なり訪問なりをしてアプローチをしております。そこで、個別にお話をお伺いして、もし、住民税の非課税であるとか、あと免除の要件に該当する方については、償還免除の手続をするように、御説明しておりますし、該当しない方でも、なかなか償還が難しい方については、いわゆる条件変更として、月々の返済額を減らすとか、少し猶予する対応をしております。

◎橋本委員 窓口対応が社協だと思うんですけども、基本的に私が聞いたかったのは、

行政とかは、免除に対して申請立てつけじゃないですか。だから、そこをしっかりと、社協あたりも徹底をして、貸付けたら貸付けたで後追いをし、伴走っていうんですかね、そういう対応をしなければ、なかなか厳しいんじゃないかと。今までの貸付けみたいに、申請したからやっちゃらやっていう話ではないだろうと、私は思ってるわけですよ。だからそういうことに対して、県はどんな指導をして、きちっと徹底をしているのかお聞きしたかったので。特に緊急小口資金とか総合支援金ですかね、この2種類だったですかね。

◎市川地域福祉政策課長 全部で貸付けは4つありまして、制度自体は2つです。一番最初は緊急小口資金で、次は総合支援資金で、この総合支援資金が初回貸付けと延長貸付けと再貸付けとこの3つあります。全部で4段階で貸付けをしています。

◎橋本委員 それを説明してということではなくて、そういう種類に対して、それぞれの申請をしなければ、猶予とか免除にならないじゃないですか。そういうことに対して、しっかりと社協を通じてなんですけれども、基本的には指導が要るのかなあと。私は、さっき課長が言ったことを、しっかり実効性を担保できる指導をぜひよろしくお願ひしたいなと思います。

◎市川地域福祉政策課長 貸付けの実施主体は社会福祉協議会になりますので、なかなかそこに行政が指導するのは難しいですけれども。先ほど申し上げた個別に丁寧に市町村社協でやっていただいていますし、さらに、それでも難しい方については、自立相談支援機関につないで生活の再建、支援につなぐとか、あと最後の最後は生活保護につなぐとか、そういうことは丁寧にやっていただいております。

◎橋本委員 そしたら丁寧にやっていただきたいと思います。

◎岡田（芳）委員 災害救助対策費の関係でお聞きをしたいと思います。具体的には、要配慮者の避難の支援のことなんですけれども、私も自主防災でいろいろ活動してまして、やっぱり生活の中で、避難所、避難タワーまで歩くのが大変で、自分たちはどうなるのか不安の声もあるんですよ。それで自主防も、個人情報関係もありますから、そういう誰が要支援者かも十分把握ができていなくて、どう対応したらいいのかが分からない実態があるんです。

市町村でもそういう避難計画を立てられていると思うんですけれども、そういう計画の実情はどうなっているのかお聞きしたいんですけど。そういう対象となる方がどれだけおいでて、どれぐらいの方が計画をもう立てられているのか教えてください。

◎市川地域福祉政策課長 避難行動要支援者の方については、市町村で個別避難計画をつくっていただくようになっておりまして、今、対象となっている方を把握しているのが、県全体で3万2,400人ほどいらっしゃいます。このうち、例えば、御家族の方が避難行動も一緒に避難するので構いませんという方も中にはいらっしゃいます。そういった方を除いて、個別避難計画の作成に同意をいただいている方が、避難行動要支援者の全体の中で、

いわゆる津波浸水区域内とか、そういう優先的に計画をつくっていきましょうという対象の方が1万1,000人弱いらっしゃいます。その中で、計画作成に同意いただいている方が6,000人ほどの状況です。優先度が高い方の計画の作成率については90%ほどになっております。

◎岡田（芳）委員 福祉の専門家とかにアドバイスをもらいながら計画を立てられると思うんですけども、まだ、ちょっと残っているということだし、それで気になるのは、やっぱり、自主防災で活動してまして、実際それが機能するのかどうかというね。当然、災害とか何が起こるか分からないからね、絵に描いたようにはいきませんが、できるだけそれが機能して、命が助かることにしていかなければならないし、そこをやっぱりしっかりフォローして、皆さんの計画を立てられるように、引き続き、市町村への連携をとって支援をしていただくようお願いしたいと思いますのが、その辺どうですか。

◎市川地域福祉政策課長 委員おっしゃるように、計画をつくって終わりではなくて、やはり実効性が持てるように、訓練の実施も、市町村にやっていただくように、お願いしています。そこに対して補助金も交付をしております。

◎岡田（芳）委員 ちなみに私も避難訓練にいろいろ参加もしますけれども、実際に要支援の方が避難をされるのは見ていないんですよ。自分たちの地域にも、そういう方が多分おいでるはずなんだけれども、そこがどうなっているのかと。それで、その辺は市町村、それから自主防災とも連携して、その確認といいますか、そこもしっかりとしていただいて、自主防災としても、一定その把握ができるというか、こうしたらいいかなと考えられるきっかけづくりをしていただいたらと。これは要請にさせていただきます。

それと、あと3ページですけども、新規で高齢者の多様な主体による生活支援の仕組みづくりとありますが、これは左の絵が具体的なイメージ図なんでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 この左側は地域共生社会の全体のイメージ図になりまして、多様な主体による生活支援の仕組みづくり、これは、所管が長寿社会課になります。

◎岡田（芳）委員 あともう1点、あったかふれあいセンターと集落活動センターの連携がありますけれども、ここも、それぞれ役割があると思いますので、やっぱり、そこはより強化される形での連携が必要だと思うんです。まずその考え方と、実際あったかふれあいセンターと集落活動センターが連携する場合に、どういう分野をお願いするか、何をしてもらおうのか、話合いで決まるとは思うんですけども、どう整理していかれる考えでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 今現在も、あったかふれあいセンターと集落活動センターが連携して取組をしているところも一部ございます。例えば、集落活動センターで作った食事、お弁当をあったかふれあいセンターの利用者の方が食べるとか、そういった連携の仕方がございます。そういった事例を紹介しながら、県からこういった連携をしてくれとお願い

するのではなくて、その地域の実情に応じて、あったかふれあいセンターと集落活動センターのそれぞれの自主性を尊重して、自由な形でやっていただくような環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

◎横山委員 あったかふれあいセンターなんですけれども。あったかふれあいセンターは高知型地域共生社会の拠点として大変重要なんですけれども、質の問題と量の問題があるのかなと思ってまして、今この31市町村、この量の問題でいうと、全ての34にはないということで、ここはやはり、もう高知県全体で地域共生社会をつくっていかうという中において、なぜ34じゃないのか、そこにはどういう理由があるのか。それが1つと、あと質の問題でいくと、ここの下にポンチ絵で書いてる、こういうことを全てしっかりできる機能を持たすためには、やっぱり人材であったり、様々な支援、磨き上げがさらに重要なのかなと思うんです。その2点、34市町村にあったかふれあいセンターがあるべきではないのかということと、もう1点は、全てこういう機能を持たすためにはどのような取組にしていく、足りないところはということかをお聞かせいただけますか。

◎市川地域福祉政策課長 あったかふれあいセンターが設置されていないのが、高知市と香南市と梶原町になります。高知市についてはいろんな地域で、例えば、いきいき百歳体操にも独自に取り組んでいたりして、市の判断として、割と福祉サービスも県内の中で一番充実している地域でありますので、必要ないだろうということです。

香南市については、あったかふれあいセンターが始まった当時は、何か所かありましたけれども、途中で高齢者の小規模多機能拠点事業の中に機能を移して、あったかふれあいセンターとしてはやらない判断をされているようです。ここ2、3年、あったかふれあいセンター設置に向けた検討をしているというお話も、小耳に挟んだりはしましたけれども、まだ具体的に県にお話はございません。

梶原町につきましても、地域住民で割とふだんから顔の見える関係ができていて、独自の取組をされてるということで、あったかふれあいセンターはどうしても市町村の持ち出しも必要になってきますので、あったかふれあいセンターの補助事業の活用はない状況でございます。

県としましても、設置の補助の要請があれば、検討は十分できますので、またお話がありましたら、やっていきたいと思えます。

それから、それぞれのあったかふれあいセンターの機能ですけれども、先ほど申しましたように、やっぱりその地域の実情に応じて運営主体がアイデアを出し合いながら、自主的にやっていただいて、それが一つのモチベーションにもなっておりますので、そういったところを県としても尊重して、あまり細かいところに口を出さないような感じでやっていきたいと思っております。

例えば、ベースのところの必要な知識であるとかは、しっかり研修もやっておりますの

で、そういったところを引き続きやっていきたいと考えております。

◎**横山委員** いろんな地域地域の事情、現状、背景があって34市町村全てではないということですが、実際、こういう理想を目指してやるためには、やはりこれからも、香南市が今後検討するというのであれば、また県としても全面的に支援するようよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎**橋本委員** 関連なんですけれども、あつたかふれあいセンターの整備と機能強化でKPIの第1階層であつたかふれあいセンター「相談」のべ利用件数増と書いてますけれども、これ基準値で令和4年で5,898件なのが現状値で2,492件ということで、非常に基準値からいうと半分ぐらひに落ちちゃつてゐるんですけれども、これはどういふことですか。

◎**市川地域福祉政策課長** 申し訳ございません。これは基準値をとつたときは、幅広に、相談の定義をとつていたんですけれども、途中で、それはいかなものかといふことで、もうちょっとしっかりした相談を集計するように集計の仕方を変えたのが一番の原因でございまして、利用者自体は伸びております。

◎**橋本委員** 要は、設定を変えたといふことだと思ひますけれども、ただ目標値、令和9年で8,000件つてなつてゐるんですよ。この8,000件に届くはずがないなつていうぐらひに私は思つてゐるので、これどうなんですか。

◎**市川地域福祉政策課長** 目標値を、次の改定のときに併せて見直しをさせていただきます。申し訳ございません。

◎**はた委員** 地域共生社会の点でお聞きをしたいと思ひます。3ページですが、現状の子ども食堂の実態といひますか、いろんな支援の仕方があると思ひますが、居場所、もしくは居場所以外の取組は確認されてゐるのでしょうか。

◎**市川地域福祉政策課長** ここに(2)の②に書いております居場所や社会参加の場の拡大のところ、各分野、各所管課の取組を載せております。子ども食堂につきましては、子ども家庭課の所管になりますので、またそちらのほうで、お答えをさせていただきたいと思ひます。

◎**はた委員** 5ページ、ひきこもり支援についてですが、今現在ひきこもり件数といふんでしょうか、実態把握の状況の数字があれば教えていただきたいです。

◎**市川地域福祉政策課長** ひきこもりの方の実態につきましては、令和2年9月に民生委員へのアンケートで調査をしまして、それによりますと、県内で692人の方がいらつしゃるといふことなんです、ただ、実態はかなりこの数字に出てきていない方がいらつしゃるだろうと思ひしております。

◎**はた委員** 令和2年のアンケートとのことで、令和7年とすると、4年、5年実態調査がされてないといふことなんです、やっぱり、現状をリアルに把握するといふ意味で、実態をつかむことが、まず、取り組む政策の中に必要ではないかと思ひますけど、その

点はどうでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 その点につきましては、今年の1月に、国からひきこもりの方への支援のハンドブックと申しますか、ひきこもり支援の対象者の考え方が変わりました。それまでは、自室からほとんど出ないとか、自室から出るけど家から出ないとか、あと近所のコンビニには出かけるけどという、そういう状態が6か月以上続く方をひきこもりの方と定義をしていたんですけれども、この1月に出了たハンドブックでは、そういったひきこもりの期間を問わないことになりました。

ひきこもりがどういう状態なのか定義をせずに、より多くの方を支援の対象者と捉える考え方に変わっておりまして、具体的には、何らかの生きづらさを抱えて生活上の困難を感じている状態の人とか、家族を含む、他者との交流が限定的な、希薄な状態の方と支援の対象者の考え方が変わっていますので、逆に言いますと、そういった方の実態調査は難しくなりますので、今のところは、実態調査は考えておりません。

◎はた委員 県の政策的に、全体をつかんでアウトリーチをしていくと。たて糸、よこ糸という言葉で、県は福祉政策を進められてますので、定義が変わったかもしれないんですけれども、やっぱり実態をつかんで、本当にその政策支援が行き届くようにするためには、まずは実態把握ですし、それをどの形でとるか、今までの基準で、まずは再度とるのかとか、さらに項目を増やして実態をつかむのかとか、実態をつかまないと、政策を行き届ける、支援を行き届ける意味では問題を感じるんですけど、その点はどうなんでしょうか。

◎市川地域福祉政策課長 先ほど言った定義にはまる人がどれぐらいいるのか、統計的な調査は技術的にも難しいですので、ただ、今回のハンドブックの考え方は、より我々が進めている地域共生社会の取組の対象者、取組に沿ったものになると思っておりますので、高知型の地域共生社会のよこ糸の取組の中で、地域住民の方に気づいていただく取組を進めていきたいと考えています。そういったところから、必要であれば専門的な支援機関につないでいく流れになろうかと思えます。

◎はた委員 そうやって住民同士が支え合っていく、必要な機関へつないでいく、機関へつながったそういった実態から、県が人や予算をつけて、より支えていくように循環していく必要があると思えます。やっぱりどこかの地点で実態をつかんで、それに見合う支援策を考えていただきたいなど。そういう意味で実態を把握する、把握の仕方はいろいろあるとは思いますが、実態をつかむことをぜひ大事にしていきたいと思えます。意見です。

◎竹内副委員長 ひきこもりに関して、私ごとでございませうけれども、近所の子供が、中学1年生のときからひきこもりになって、現在40歳ぐらいになっているんですけど、1年間で、自分の部屋から出ることがほぼほぼない状況で、御両親の方から相談を受けるわけがございませうけれども。以前は年に数回、関係機関の方が来て、相談を受けていたというこ

とでございます。現在そういった声も聞いてない中で、この5ページでございますけれども、ひきこもりに関する情報発信の強化等々、SNSを通していろいろやっているとあります。具体的にこういった情報発信をされて、親御さんがその情報を手に入れて、ひきこもりの子供さんに相談をして、ピアサポートセンターへ行きませんかという流れなんですかね。その辺は非常に、私の勉強不足で、一連のこの情報発信をされて、どう支援につなげていくのかが少し分からないため、お教えいただきたいなと思います。

◎市川地域福祉政策課長 この情報発信をしまして、その中身についてはひきこもりの方の理解の促進と、あと相談窓口の周知をさせていただいております。相談窓口につきましては、各市町村の担当課の窓口であるとか、あと県の福祉保健所、あるいは精神保健福祉センター、それから、先ほどのピアサポートセンターとか、そういった支援機関の相談窓口を周知しております。どこに御相談いただいても構いませんし、市町村が相談を受けて技術的に難しい場合であったら、精神保健福祉センターが、専門的な助言をしております。

◎竹内副委員長 ということは、そういった情報を手に入れて相談することによって、アクションが起こっていくということでございますので、現在、はた委員からも言われたように、現状、数字の把握をなかなか難しいということもあろうと、御説明あったわけでございますけれども、現状を把握しているところには、情報が直接届くような形がいいのではないかなと思いますけれども、今後の展開について教えていただきたいなと。

◎市川地域福祉政策課長 おっしゃるように、相談窓口の周知ですので、支援側が受け身になるケースが多いかとは思いますが。ですので、地域共生社会を進めていく中で困っている保護者の方がいらっしゃることに、より身近な住民の方が気づいていただくのが一番いいのかなと思っておりまして、そこから、例えば市町村の窓口につなぐであったり、あと民生委員に相談する形になろうかと思えます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉政策課を終わります。

〈長寿社会課〉

◎下村委員長 次に、長寿社会課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 訪問介護のところでお聞きをしたいんですが、昨日、介護の特別会計から訪問看護に対する人件費が出ると報告があったところなんですけれども。やっぱり人材確保をしていくには、訪問看護に介護保険特会から予算が手当てできるなら、本来、介護の訪問の人材、また、人に対する支援も強化をしていくことが予算上できるのではないかなと思ったんですがどうでしょうか。

◎西村子ども・福祉政策部長 すいません。ちょっと分からないんですけど。例えば、介護の場合に看護師が見ないといけない場合もあるので、その辺りの絡みがあるんじゃないかと思うんですが。具体的な事案を、今お話を聞いているので正確には申し上げられないんですよ。また、確認をさせていただいて、御報告をさせていただく形でよろしいでしょうか。昨日、健康政策部のほうから御説明があった内容ということでございますか。

◎はた委員 介護保険の特別会計を説明する部署はどこですか。

◎西村子ども・福祉政策部長 こちらになります。昨日の話は私どもちょっと分からないので、健康政策部にも確認してみますけれども、介護保険の話は当部が関係しております。この長寿社会課で持っております、例えば、訪問介護とか、そういう部分について、当然介護サービスには、税金も投入されておりますけれども、介護保険も支払われております、税金が半分、それから保険料が半分というのは御存じだと思いますが、その中でのことなので、訪問看護に対して支払いがあるかどうかは確認させていただきます。

◎はた委員 介護について、サービス提供する場合に、その財源は何かという点で見たときに、当然、介護保険から出ている部分と一般会計から出ている部分、いろんな財源をもとに、包括的な介護サービスを提供すると思うんですけれども、やっぱり、今どんどん介護保険料が上がってきたと。けれども、サービスが十分提供できる体制があるのかと。お年寄りも増える、認知症の方も確認件数が増えていく、そういう中で、見合うサービス提供体制なのかと言ったときに、十分、介護特会の中からの予算が使えるのかなっていう思いから、聞いた質問です。介護保険の活用の中に、人材に対してどの程度使える、使っている状況があるのかを今回聞きたかったので、また後でもいいですので、教えていただきたいです。

もう1点は、施設の状況についてお聞きをしたいと思います。介護保険会計の中で、民間とも連携をした施設整備を進めてきたとは思いますが、現状に対して足りているかはどうでしょうか。

◎山本長寿社会課長 今委員がおっしゃった質問なんですけれども。介護保険制度につきましては、介護保険の利用料ですとか、国からの負担金ですとか、それから県、市町村で費用を負担しまして、介護サービスが利用できるように、人材の部分もお金は出ておりますけれども、例えば、人材を確保するとか、そういった、県が独自に取り組んでいる取組につきましては、介護保険の制度のお金から出ているわけではなくて、別の県のお金ですとか、国費、交付金を利用しております。

施設の整備につきましても、別の施設整備としての国のお金があったり、基金を活用したり、一般財源を使ったりという形で整備は行っているところでして、施設の、介護保険の計画の中で、施設整備については計画がありまして、その計画に基づいて、それを一定満たす形で整備を進めています。

◎はた委員 いろんな財源で施設ができてるのは承知しています。聞きたかったのは、現状その施設に入る必要性があるとか、入りたいとか、そういう方たちのニーズというか、状況に見合った体制なのかを聞きたかったんですけど、答弁は、計画どおりやっているとことなんですけど、介護の事業所が、今倒産が広がっていると。当然、国の報酬引下げの影響があって、それが去年の4月ですので、その影響はこれからで、介護事業所が計画どおり手が挙がるかとか、継続できるか危機的な状況だと私は思っているんです。

そういう意味で、介護事業所、訪問介護、それをどう支えていくかと、その手だてが十分か、特に事業所の支援だとか、人の確保、また処遇の改善、そういうところが十分かを聞きたかったんです。

◎山本長寿社会課長 昨年の報酬改定がありまして、訪問介護につきまして厳しい状況があるとお聞きしておりまして、県としても、中山間地域の厳しい状況を踏まえました介護報酬の設定をしてほしいと、国にも提言をしていくことを考えているところです。

◎はた委員 介護については最後にしますが、県内の市町村の中には、介護事業所の赤字に対する市町村独自の補填をしながら地域での介護のサービスの提供体制を維持すると。国も報酬を引き下げる、県の予算でもなかなか事業所支援が拡充していない、そういう中で、市町村としたら、苦肉の策で赤字支援をしなければならない。そうしないと、地域になくなるということで、そういう実態を県としては、つかんだ上で、市町村任せでない介護の提供体制を下支えする、それが県の役割じゃないかと思うんですけど、そういった予算が、今回十分かお聞きをしたいです。

◎山本長寿社会課長 今回の資料の4ページにもありますけれども、左側の中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金を、県でつくっておりまして、やっぱり本県は中山間地域もありますので、事業所の数が足りていないところもあります。そういった中で、片道20分以上かかる地域は、県で独自に上乘せをいたしまして、赤字にならないように市町村を通して事業所に助成をしていると。そういった中で、今回、75分以上につきましては、赤字が見込まれるため、さらに上乘せをして、赤字にならないように引上げを行う事業を組んだところでして、高知県としても、事業所の支援をしっかりとしていきたいと考えつつ、国にも、そういった部分を、赤字にならないように要望していこうとしているところです。

◎下村委員長 はた委員、まとめてください。

◎はた委員 まとめたつもりなんですけど。実態把握をやっぱりしていただきたい。介護のサービスの現場は、訪問介護もあれば施設型介護もある、デイサービスの形もあったり、いろんな形の受皿があると思うんです。そういうものが、中山間中心になくなっていっていると。その原因が赤字だったり人手不足だったり、そういった実態を県としてつかんていただきたいのですが、どうでしょうか。

◎山本長寿社会課長 事業所にアンケート調査も実施しまして、実態を把握していくよう

にはしています。

◎橋本委員 さっきからずっとやりとりしていたんですけれども、少しかみ合わないところも多少あって、単純に言うとは、中山間とよく言うじゃないですか。様々な介護ニーズへの柔軟な対応とか、中山間地域の訪問介護サービス供給体制の確保、これね、単純に言うとはサービスがないんですよ、受けたくても受けられない。高知市に行けばすごいサービスがあるわけですよ。いっぱい選択できるわけですよ。でも土佐清水市におったらサービスできない、選べないんですよ。

そういうようなことで、介護サービスの地域偏在がやっぱりあるんです。先ほど75分って言いましたけれども、75分片道かけて、どういうふうなエリアを想定しているのかがちょっと分かりづらいんです。75分、片道ですよ。75分だと結構な距離行けると僕は思うんですけどね、室戸まで行けるんじゃないですか。

◎山本長寿社会課長 75分は、具体的に言いますと、例えば、高知市から大川村の山の方に行くとか、あと市町村をまたいで、事業所がサービスに行くとか、宿毛も離島もあつたりしますので、75分以上かかったりするところがあります。

◎橋本委員 それはよく分かるんですけど。サービスがなかったらしゃあない、越境していかなきゃならないのは分かるんですけども、そのサービスをつくるために市町村も投入してるわけですよ。県も投入してくれているんですけども、そういうようなバランス感覚は、やっぱりこのことを進めていく上では、私は大事かなと。特に本県は中山間だからっていつも言ってますけれども、その中山間と都市部との偏在って物すごいあるということだけは、まず意識をした政策を打ってほしいなと思います。

◎明神委員 1点教えてください。4ページの右側、(1)多様な主体による生活援助の仕組みづくり、マル新ですけれども、この中で、担い手確保や活動の継続のためボランティアポイント制度という言葉が出てきますけれども、初めて聞く制度ですが、この制度の内容を教えてくださいと思います。

◎山本長寿社会課長 ボランティアポイント制度とは、健康アプリがあるんですけども、その健康アプリの中で、アプリを活用して、地域でボランティア活動を行った場合に、ポイントがたまって、市町村に応じてそのポイントをためると市町村でこういった事業に使えますよ、特典がありますよみたいなことを検討していただいて、そういったボランティアの活動をしていただく人材を確保していきたい取組です。

◎明神委員 健康アプリの中にそれを組み込まれるということですか。

◎山本長寿社会課長 そのとおりです。

◎横山委員 先ほどの訪問介護の分ですけれども、昨年度、報酬の基準が下がったことで、中山間、特に事業者は大変だというお声が、いろいろ新聞にも掲載されてましたけれども。3年間ぐらいずっとそれが続くんでしたっけ。

◎山本長寿社会課長 そうです。3年ごとに見直しです。

◎横山委員 片道75分以上、これも大変高齢者を守るためには重要だと思うんですけど、事業所を守るためには、この上の2つの片道20分以上60分未満のとことかを、ここのこの15%上乘せとか35%上乘せというところを、少し上げていくことによって、事業所を守っていく考え方はどうでしょうね。

◎山本長寿社会課長 実際、その部分につきましては実際の状況を確認の上、必要があるのかなのか、そういったところを見ながらになると思っております。

◎横山委員 片道75分以上の拡充はいいことだと思って、これは評価しますけれども、上の2つの部分が本当の地元の地域にある事業所を守ることにもなってくると思いますので、また、ぜひここの拡充を部内で検討していただけたらなと思います。これは要請ということで、よろしく願いいたします。

◎岡田（芳）委員 介護事業所ですけども、介護事業所のない自治体はあるんですか。

◎山本長寿社会課長 訪問介護がないところが今4町村あります。県が指定する訪問介護事業所の基準を一部満たしていない事業所のうち、一定水準を満たすサービスを提供している事業所を基準該当としているのですが、その基準該当の要件に当てはまる事業所だけがあるところが3か所あります。

◎岡田（芳）委員 それも見方とか、基準があるのかなという気もしますが。それと7ページ介護分野の有効求人倍率です。全国と高知の格差があるじゃないですか、これも随分、格差が続いてるんですけども、この要因は単にイメージだけなのか。その要因はどう見ていらっしゃるんですか。

◎山本長寿社会課長 実際、高知県が低いのは、一定、こういった福祉介護人材の確保といった取組をしていることと、介護事業所の数の関係もありまして、全国と比べて低いのかなと思っております。

◎岡田（芳）委員 全国は都市部も全部含めての数なんで、地方はやっぱり低い気もしたんですけど、そういうことなんですかね。

◎山本長寿社会課長 そういうことなのかなと思います。

◎岡田（芳）委員 あと大変きつとか賃金が安い、離職が多いのが単にイメージじゃなくて、これが実態なんじゃないかという気がするんですけども、やっぱりそこを解消していかなければ、有効求人倍率が上がることにつながっていかないと思うんですよね。そのための施策を8ページでも展開をされていると思うんですけども。ただ7ページの目標を見ますと、令和8年度に411人の需給ギャップが出るという予測のもとで、今到達が36%なんですけれども、これ目標値を令和9年までに100%にするのは相当高いハードルだと思うんですけども、計画的に、年度ごとの目標とか持ってやられているんでしょうか。

◎山本長寿社会課長 この現状値の36%が、令和9年度に411人として、それを100としての36%という形なんですけれども。実際は、令和5年度で言いますと120人ぐらいを増やしたい形で想定しておりましたので、それでいう146人でいいますと、目標としては、実際は122%ぐらいの達成になっていると。順番に上がっていく形になっています。

◎岡田（芳）委員 それは令和9年まで年度ごとの目標を持ってやられているということですね。

◎山本長寿社会課長 そのとおりですので、ちょっとこの現状値の書き方を、次回修正したいなと思っているところです。

◎樋口委員 いろいろありますがね、もう時間がないので、まず先ほどの介護分野での求人倍率ですね。これは実際のところ、積極的に福祉のために働いてる方もいるんですが、ほかに就職口がないから、介護を行っているのが僕の実感です。それはどう思われますか。

◎山本長寿社会課長 実際、アンケートでは、ほかの仕事に行きたいとか、そういう回答は、あまり見てないんですけれども。実際は、そういった声は、私のほうではまだ確認できていないです。

◎樋口委員 いろいろ県という立場じゃ言いにくいこともあるんですがね、私の周辺体験上は、そのような状態が多いです。それからもう一つは、要するに、高知県は所得が低いから、ある程度高齢の働かざるを得ん人が、こちらへパート的に非常に大量に働いているのが現状と、僕は自分の体験から思うんですが、それはどう思われます。

◎山本長寿社会課長 実際ホームヘルパーは時間を区切ってお仕事できるということもあります。子育て中や高齢者の方もお仕事がしやすく、共働きにも適しているので、そういった方が多いのかなと感じています。

◎樋口委員 かなじゃね、政策はつくれませんよ。あなたの想像でね政策つくってたら間違えますからね。だから僕がちょっとね、言いにくいことも言っているんですわ。やっぱり僕らが委員会の場で言うたら、実態としてある程度の数字を押さえているんです。ここでどうしてこんなこと言うかということ、先ほどあなたですね、訪問介護の件で質問があったときに、国の、要望の提言を考えていると言っていましたわね。もうこれ何年も前から同じ問題があるんですよ。今考えてたら遅いじゃないですか。

◎山本長寿社会課長 考えているといえますか、もう、行く予定があるといえますか、行こうとしています。

◎樋口委員 いや、だからね、その言葉一つで考えてるといったら考えてると思うでしょう。きれいに正確に答弁はせんと、こちらも、それからまた別の動きになってきますから。それから、一つだけ元に戻ります。私がどうしてこんなことを言うかということ、実際、高知県の介護現場、訪問介護を含めて、ある程度の高齢者といいますかね、僕に近い年齢の人が、普通だったら働かない人が働いています。実際のところこれによって支えられてい

るんですね。だからそういう方への待遇改善も考えていかんと、パートの待遇改善はあんまり考えられていませんのでね。

実際は高知県の介護現場は、後期高齢者前後のパートの人が非常に支えていると。私の知ってる施設でも80歳の人が働いてる人が結構いますからね。けど、その人たちが働かざるを得ないんです。そういう中で、やはり高齢者の活用、利用といえますかね、若い人というよりも、高齢者が働ける環境に持っていったら、人材だけでいったら充足が早いんじゃないかと思えますけどね。そこら辺りはどう考えられていますか。

◎山本長寿社会課長 やはりその収入を上げていく、単価を上げていくことが、皆さんの働きやすい環境にもなると思いますし、こちらにも書かせていただいた、ノーリフティングケア、そういったところを、しっかりやっていきたいと思っています。

◎樋口委員 先ほど僕が言った、私の年齢に近い高齢者がいっぱい働いてるけど、そういう人への優遇策は考えていきませんか。そのほうが人材確保は手取り早いと思うけど。

◎山本長寿社会課長 現状を確認しまして、必要であれば考えていきたいと思っています。

◎はた委員 人材確保に関連してお聞きをしますけれども、先ほど皆さんが言われた介護の離職も多い、またこのアンケートで出されたイメージだとか、そういうことが説明あったんですけれども。実際、介護の現場で指導をする、入ってきた若い人とともに働きながら研修期間を経て、介護職として独り立ちしてもらおう。そういう中間的な指導職の方たちにお話を伺うと、やっぱりギャップがあると。例えば、介護の仕事は、法律上、言葉では、食事がある、身体介護がある、頭を洗う洗髪がある、料理をつくる、いろいろありますけれども、そういうことが、教科書で書いてるのと実際現場に行って、料理を作るとなった場合、できないっていう。

◎下村委員長 簡潔に、結論を聞いてください。

◎はた委員 人材育成をしてる現場からすると、離職される理由があると。そこには、やっぱり研修の段階で、料理するにしても、洗濯をするにしても、より実態に近い研修、そういったものの積み上げが一定ないと、就職をしてもギャップを感じて苦しいとなってやめてしまう。そういう人材育成の現場での、求められる育成課程の問題があるので、やっぱりそこもどうフォローしていくかが、より人材確保につながるんじゃないかなと思うんですが、そういった細かい、支援体制とか実態把握っていうものができているのか。

◎山本長寿社会課長 アンケートで、どういったことに悩んでいるのかや、困ったことはお聞きして、事業、育成の研修の中に、入れていくですとか、そのフォローをしていく部分でやっていくと思っていますので、実際、お聞きしている中身で、困り事としては把握していると思っています。

◎はた委員 把握してるということだったら、現場のギャップがなくなり、離職も減っていくと思いますが、そういった状況が改善されてないので、やっぱり、把握の在り方とか、

もっと、より細かく聞き取りをしていただいで、離職にならない、そのギャップを埋める対策を進めていただきたいなと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、長寿社会課を終わります。

〈障害福祉課〉

◎下村委員長 次に、障害福祉課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 ここで昼食のため休憩としたいと思います。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時45分～12時59分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

質疑を行います。

◎はた委員 発達障害のある子どもを支える地域づくりの推進で、身近な地域における子どもと家族への支援の取組をされておりますが、その中で、子どもたち、特に学校での支援策、連携について現在どうされているのか。5ページに書かれているのは通級指導教室における指導の充実に向けた支援と書かれていて、実施は教育委員会でしょうけれども、一応ここで、どういう取組をしているか把握されていることを教えてください。

◎山崎障害福祉課長 まだちょっと、教育委員会のところまで勉強不足で、今どういうところをやっているかを、私がまだお話しできるところがございません。

◎西野子ども・福祉政策副部長(総括) 学校におきましては、基本的には引継ぎシートで学年を代わっても引き継げるようにはやられていますので、そのの部分については、県と障害福祉課でつくっている、つながるノートと同じような機能を持っています。そこは連携して、ライフステージに応じて、学年が変わっても同じ支援ができるように連携して取組を進めております。

◎はた委員 連携は分かりました。人員体制として、専門性も含めて、十分に対応できているかどうかの実態についてお聞きします。

◎西野子ども・福祉政策副部長(総括) 教育委員会での体制につきましては、申し訳ございません、まだ詳しく承知をしておりませんので、現状につきましては、個別にまた確認して、御報告させていただきます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎下村委員長 次に、障害保健支援課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 自殺予防対策で、若年層が増えているということですが、高知県は年齢別にどれだけ、若年層が増えていることになっているのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 20代以下の数で121人のうち13人になります。それを20歳未満と20歳代に分けますと、20歳未満が7人、20歳代が6人となっております。

◎はた委員 具体的にどう要因をつかんで、どんな対応をされているのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 自殺の要因について、これといったものに特定することは難しくございます。ただ、この若年層の自殺者数は、令和元年から本県で2桁をずっと維持していますので、対策が必要ということで、先ほど御説明しました若者の自殺危機対応チームといった取組を進めているところです。

◎はた委員 要因が一定分分からないと、的を得た対策につながらないのではないかと心配しますが、要因の分析については今後どうされるのか。

◎田中障害保健支援課長 先ほど、これといった要因はと申し上げましたが、警察庁の統計になりますけれども、例えば、健康問題でありますとか、学校教育の問題など、大きくくりで分類されているものがございます。そこは、一定、分析を進めていこうと考えております。ただ、警察庁の統計における全年代で言えば、健康問題がやはり一番多いんですけれども、年代ごとの分析についてはこれから深めていきたいと考えています。

◎はた委員 若い人たちが増えているのは高知だけではない、全国的な状況だと思うんですけれども、それに対して、国と連携した取組は、現在あるのでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 御説明しました若者の自殺危機対応チームは国も進めているところでございまして、今現在、都道府県で数では10数県、その中に本県も含まれているというところにあります。

◎橋本委員 障害者の就労支援についてです。障害者総合支援法になって、障害者を自立支援をしながら、社会復帰を目指して取り組んでいくスキームができ上がっているんだと思うんですけれども、ただ、いかんせんですね、実は、自立支援をするための障害福祉サービス事業所がなければ、なかなかそのサービスが受けられない実態が、多分あるのではないかなと思います。

ここの課だけではないんですけれども、先ほどの高齢者の介護保険なんかもそうなんですけれども、せっかくそういうスキームがあるのに、そこにそういう事業所が存在しないから受けたくても受けられない。そして、自立支援を促すようにしても、そういうような事業所がない前提に立てば、なかなか進められないのが現実にあるのではないかなと思うんですけれども、その辺は高知県でどういうことになっているのかなと。例えば、端的に聞くと、市町村の中で障害福祉サービス事業所があるとこ、ないとこあると思うんですよ。

それに対しては、どう県も向き合っているのかをお聞きしたいです。

◎田中障害保健支援課長 お話ありました福祉サービス事業所、資料に書いてあるB型事業所でいきますと、今年の3月時点で県内に119事業所ございますが、お話のとおり、中央西福祉保健所圏域に集中している傾向があつて、半分以上の64か所が中央西圏域にございます。この福祉事業所の整備につきましては、ほかのサービスも含めてではございますが、障害福祉計画で、需要と供給のニーズを各市町村において3年間ごとに立てて、それに基づいて整備していくという、大きな方針としてはそういうものがございます。

ただ、委員のお話は、実態として、中央部以外では、非常に事業者もなくて大変だよというお話だろうと思いますので、そこは、十分意識して県も取り組まないといけないと思つてます。就労に関して言いますと、お話申し上げている福祉事業所以外に障害者就業生活支援センターといいまして、障害のある方が働き続けるためのセンターとかも別途ございます。それも、あまねく県内全域にあるわけではございませんが、そうしたサービス、事業とかも含めて、支援をしていきたいと考えています。

◎橋本委員 知的・精神・身体3所が一緒になって総合支援法ができて、その皆さんに自立をしてもらうための支援を、ずっとしていく立てつけになっているんですけども。さっき聞いたら、B型作業所だけでも50%以上が中央部に集中してて、中山間ってさっきも言いましたけれども、よく使うんですよね。でも、いかんせんですね、中山間にはそういう事業所がない、少ない。そして、その事業所を運営するためのマンパワーも手に入らない。こういう、悪循環がずっと続いている、これを何とかしなければ、多分、一極集中ではないですけども、そういう状態に陥るのかなと思つていまして、これに対して、県はどう向き合っているのかということは、計画をつくってやってるんですけども、その計画そのものがしっかり達成されてるのかどうなのか、実効性がある形で進んでるのかどうなのか。ただ、これはやっていただけたところがなければできないわけで、やるためには収支がどうしても要るじゃないですか。その辺の問題もあるのかなとは思つてんですけども、それを推進していく上で、中山間の事業所を増やしていくことに対しては、県はどう思っているんでしょうかね。

◎田中障害保健支援課長 当然事業所ができて、あるいは運営していくためには、そこに運営に要する十分な費用も必要だと思います。そこはいわゆる、総合支援法の中でのサービスを提供する上での報酬の充実とかも必要だとは思つてますので、そこら辺りは、少しずつ国も上げてきているところがございますが、そうした国の動きなども、しっかり意識していきたいと思つています。

◎橋本委員 法律で規定されている以上は障害を持つての方の権利なんですね。権利を行使できない状況は、あまりよくないと思つています。だから、できるだけ権利を行使できるような、そういう仕組みづくりは、県のほうで進めていくことは、ぜひともよろしくお願ひ

したいと思います。

◎岡田（芳）委員 3ページですけれども、農福連携支援会議について設置の状況、幾つ設置されているのか教えてください。

◎田中障害保健支援課長 資料にございますのが22市町村と記載しておりますが、残り12市町村では、まだそうした場所はできてない状況にあります。

◎岡田（芳）委員 アドバイザーの派遣については、大体どんなペースで派遣をされて、どういう相談をされているんですか。

◎田中障害保健支援課長 農福連携のアドバイザーにつきましては、実際に支援会議とかの要請に応じて、事例も含めて助言をしているところになります。おおむね地域単位での派遣が多いと承知しています。

◎岡田（芳）委員 最後には、農業者、あるいは事業所と福祉事務所の御理解と連携が必要になると思うし、部で言えば農業振興部との連携が当然必要となるわけですけれども、ここで言えば、農業振興部の担当課との連携は、日頃どうされているんですか。

◎田中障害保健支援課長 記載してる支援会議の中には農業振興部の出先機関が参加しているところもございますし、本課レベルでも、農業振興部とは、日常的にやりとりしてしますので、そういうことで連携をしていきたいと思っています。

◎岡田（芳）委員 特に安芸市の事例が紹介されて、ナス農家の農福連携がよく話になるんですけれども、先進事例があれば横展開を図って当然やられてると思います。ぜひ、そういうことを紹介していただいて、全県に広がるように取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願いします。

◎榎尾委員 5ページの依存症対策について、1件だけ御質問させていただきたいんですけれども。今まで一番大きな課題の一つであった依存症治療について、専門の精神科医の先生がやっぱり不足していたということで、新しい取組ですばらしいなと思うんですけれども、大体何名とか、詳細を教えてください。

◎田中障害保健支援課長 少し前のデータになりますが、県内の精神科医は130人ほどだったと記憶しています。そのうち、専門として依存症をされている方は、実は3人でして。もちろん、ほかの精神科医の方々も診察されたりもするでしょうけれども、専門だとそういう状況になります。それが、県内での医療提供体制の充実にはもっと必要ということで、今回、この研修を実施しようとしているものです。

◎はた委員 農福連携のマッチングが円滑に進まないという課題に対する、何がお互い困っているのか、つかんでいることについて教えてください。

◎田中障害保健支援課長 資料に記載しておりますコーディネーターが、農業者、事業所、双方に訪問しております。昨年度で言えば、1月末時点で308回訪問すると、その中で双方から聞き取りをするわけですが、やはりその中でどうしても難しいのは、農家にとっ

てみれば、どの部分を福祉事業所にお任せできるのかだとお聞きしています。

あとは、やっぱり、障害のある方の特性が様々ですので、そこでマッチングはなかなか難しいといったことが課題だとコーディネーターからは聞いてます。

◎はた委員 この間の支援会議の報告にも書かれてますし、いろんな発言が出されてますが、移動手段に対する対策が、一定の支援が必要だと。そこにマッチング支援が必要だと意見があったかと思うんですが、その点については認識されているんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 ここでコーディネーターがマッチングと説明しているのは、農家から、福祉事業所が農作業を受託して、委託を受けてやるというところです。その事業所の中で農作業をされる分には、移動は発生しない。ただ、農場とかに行き行ってやる時には、要するに、その福祉事業所が農場まで連れて行ってということになりますので、そこは移動は発生する。また、受託ではなくて、直接農家に雇用されるとなると、やはりそこは、通勤が必要になってきますので、そこがなかなか大変だとお話は伺ったことがあります。

◎はた委員 安芸市が始めたときから出されてる、その移動に対するマッチング支援が、具体的に項目で上がってないんですけども、県としてはその点についてどう進めていくのか、対策があるなら教えてください。

◎田中障害保健支援課長 直接農家に雇用された障害のある方が、そこまで通勤をすることになりますと、そこは言わば、ある意味、通勤のところになりますので、そこに、例えばですけども、通勤の費用を手当てするとかっていうことは、ほかの産業とかの通勤と比べると、なかなか難しいと考えております。

◎はた委員 移動の問題は、農業の現場だけにはとどまらず、今後、広げていこうとしている林業、水産業の分野でも、やっぱり障害者の方と受け入れる側をつなぐ大事な課題です。ここへ、手だてがないのは、非常に問題を感じるんですけども、県としては、移動手段、農業だけではないですので、どう保障していくんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 繰り返しになりますが、直接雇用された方への通勤について、直接的に手当てするのは難しいと考えてます。

◎樋口委員 農福連携ですがね、私もスタート時からずっと見てきたんですが、安芸のある職員がここまで広めたわけなんですけど、問題は、これくらい有名になったら、その方はいろいろ出張にも行きますよね、公的な講演会と、それからプライベートで呼ばれることもあります。そのときに、十分に旅費が出てないんじゃないですか。自腹で旅費を出して、県外の講演会にもし行ってるんだったら、やはりこれだけ高知県の価値を高めてくれた職員だから、そこら辺りの手当ては十分しなければいけないんじゃないかと思います。

ただ、私も本人から出てるか出てないか聞いたわけじゃないですよ。そうだったら、また本人もつらいから。ただ、周辺の声とか、僕が見た限りでは、自腹を切っただけでこういう運

動を広めていると。講演にも行っていると思うんですけど、そこら辺り、きれいに確認して、やはり手当せないかんとところは手当てせないかんとおもいますが。

◎田中障害保健支援課長 農福連携に限らず、県の職員がいろいろ公務として、他県に出ていくときの取扱いには、一定ルールがありますので、それにのっとって対応すべきものだと思います。すいません。個別のお答えが、しづらいですけど。

◎樋口委員 ここまで、全国的に広まっていった高知県発のものはあまりないんですね。だから、そこはちょっとポイントを考えてみちやらないかんと、普通の講演会じゃないと思いますから。

◎田中障害保健支援課長 農福連携で、全国に呼ばれてっていうところがあると思いますので、そこはそれぞれ呼ばれての業務でありますとか、そういうのをちゃんと精査して、かつ、農福連携を本県の進んでいる事例として行っているのも意識して、対応すべきものだと考えます。

◎はた委員 2ページ、障害者の皆さんの工賃についてですけども。平均が2万1,000円ということで、これをどう引き上げていくかが大きな課題となっておりますけれども、具体的に工賃を引き上げる策は、現状どんなものがあるんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 先ほども御説明しましたが、全国的に見れば高い水準にはございますが、御指摘の2万1,000円、国が示す新たな算定式では2万7,869円になっていきます。引き上げる手だてとしましては、一つは、福祉事業所にアドバイザーを派遣する取組をやっていきます。といいますのは、福祉事業所は、言わば営業することのなかなか難しい実態もございますから、そこに、工賃を引き上げるためのアドバイザーを派遣して、実際その事業所が行っている生産活動を、よりもっと高く売れるようにする、そういうことに、アドバイザーを派遣する取組をしています。

◎はた委員 その効果は、具体的にどう現れているんでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 工賃水準だけで言いますと、令和4年から令和5年にかけて、資料の上のほうに数字を記載してありますが、若干上がっている。これは年々徐々にこれぐらいのペースで上がってきているところでございます。そういうところで工賃の推移を見つつ、事業も実施していきたいと考えてます。

◎はた委員 障害者雇用の、先ほど説明されたのは、障害者雇用率の話ではないんでしょうか。工賃の話でしょうか。

◎田中障害保健支援課長 すいません、資料の表の上に目標の表がございます。上から2つ目のところが、平均工賃月額推移を記載しております。令和4年から令和5年に増えていると説明したのは、そここのところになります。

◎はた委員 例えば、B型事業所が何社、何事業所あって、そのうちどれだけが工賃引上げになったか、前進した割合ですね。平均金額が上がっただけではなくて、100あるなら

100ある事業所のうち、何事業所が工賃引上げを実現することができたのか。その数字、実態についてお聞きします。

◎田中障害保健支援課長 今事業所の数で、どれだけ上がってという分析を持ち合わせていないんですが、そこもしっかり分析して取り組んでいきたいと思います。

◎はた委員 結構事業所によって格差が多いのは、もう御存じのとおりだと思います。底辺が上がっていくと、賃金が広く上がっていくことをつかんでいく、そういうつかみ方が大事だと思いますが、どうでしょうか。

◎田中障害保健支援課長 各事業所の実際の工賃の状況とかを、今、持ち合わせてるものはないですが、しっかり見て進めていきたいと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

〈子育て支援課〉

◎下村委員長 次に、子育て支援課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 結婚支援の中の、結婚した場合の支援金、祝い金、いろんな制度をされている自治体がありますけれども、その対象年齢について聞きます。現状その制度を受けられる対象者の年齢はどうなってますか。

◎池子育て支援課長 今、国が支援金の制度を設けておりまして、ともに29歳までであれば、30万円の結婚支援金として、所得制限はございますけれども制度がございます。それ以外の39歳までのカップルにつきましては、15万円の支援金と制度化されているところでございます。

◎はた委員 例えば、自治体の状況によって39歳という、それもともについていうところを、ともにではなく、どちらかが39歳以下だとか、あと39歳超えても、例えば45歳未満とか独自に市町村が設定した場合、この制度は使えるんでしょうか。

◎池子育て支援課長 国の制度としてはございませんが、市町村が独自で財源を使うことは可能でございます。

◎はた委員 国の制度は使えないけれども、独自の予算でという意味でしょうか。

◎池子育て支援課長 そうです。

◎はた委員 中山間を含めて、実態としては、なかなか若い人がいないことがあります。そこを改善していくということを、全県的に視野に入れた対応が必要ではないかと思うんですが、県としては、今どんなに考えているんでしょうか。

◎池子育て支援課長 基本的には、国の制度にのっかって、できる限り周知等も図りながら制度拡充といいますか、制度の周知を図って、使ってもらうことに尽力をしたいと思

ます。ただ財源的には、中山間地域対策課の所管になりますが、人口減少の総合交付金がございますので、そういったものの中で、制度の拡充をした市町村については、対象となる仕組みも、全体ですけれども、パイとしてはございますので、そういったものの活用も促したいと考えております。

◎はた委員 あと、独身者に向けたマッチングを行うとのことですが、独身者に、なぜ、結婚を促すことを行政が税金で行うのか、その目的をお願いします。

◎池子育て支援課長 当然、おっしゃってることは、結婚する意思もないのに、そういうのに引きずられるんじゃないかという、御懸念かと思えますけれども。県としましては、そういったところまで、無理やり引きずり込んでやることは考えておりません。結婚の意思があるのに、行動に移せていない独身の方を、できるだけ結婚に向かわせていきたいと、そういった考え方で取組を進めているところです。

◎はた委員 この間、行政視察で県内に行きました。幾つかの自治体の長が、このマッチング、お見合い、これにはあまり効果を感じない。行政が引っ張ることに効果を感じないと、自治体から出されていますけれども。この取組について、全県的にどういう状況かは把握されているでしょうか。

◎池子育て支援課長 具体的に、個別の市町村でどういった意見があるかを十分に把握はできておりませんが、そういったお声があるのであれば、当然、対応も考えなければならぬと思っております。

◎はた委員 ぜひ、県の委員会の行政視察で、報告も上がってると思っておりますので、そういった自治体の、この制度がいかに関心現場では不人気か、効果がないのかもきちんと踏まえた上で、婚姻支援を考えていただきたいと思っておりますが、どうでしょうか。

◎池子育て支援課長 当然、市町村の皆さんとの連携が大事と考えておりますので、意見は、随時伺いしながら、進めてまいりたいと考えております。

◎横山委員 人口減少対策が、県政の最重要課題の中で大変重要な政策だと思っておりますので、しっかり前に進めていただきたいなと思っております。

その中で冒頭、部長の説明で、確か県民運動の担当をっていうことでしたよね。県民運動をしっかり進めていくという中で、新たにそういう部門、部署をつくり、担当チーフを置いたってということに対して、しっかり前に進めていただきたいと思うんですけれども、今年度、どのような施策を考えられてるのでしょうか。

◎池子育て支援課長 県民運動につきまして、以前から、県民会議を設けまして、少子化対策全般の施策について御意見を伺いながら反映をさせて、進めさせていただいております。今年度につきましては、少子化対策県民運動の取組は引き続き、より充実させていきたいと思っておりますけれども、あわせまして、組織は別になりますけれども、共働き・共育での取組につきましても、県民運動として取組をしっかりと進めてまいりたいと考えており

ます。

◎**横山委員** ぜひ、本当に宣言もしましたし、この少子化対策、人口減少対策を、県政の最重要課題に掲げていることを県民運動として、ぜひおのおの巻き込んでやっていただきたいと思います。

◎**下村委員長** 質疑を終わります。

以上で、子育て支援課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎**下村委員長** 次に子ども家庭課を行います。

(執行部の説明)

◎**下村委員長** 質疑を行います。

◎**はた委員** 子ども食堂の現在の基金の活用状況。またどういう活用がされているのか、具体的な情報があればお願いします。

◎**野村子ども家庭課長** 令和5年度の決算ベースになりますけれども、残高が5,475万円強となっております。基金については、子ども食堂の設置運営に係る補助金に財源として充てさせていただいてまして、企業や個人の皆様からの御寄附をもとに成り立っております。令和6年度見込みは御寄附金として950万円弱で、補助金は今精査をしているところですが、単年度の、令和6年度の補助金の支出ベースでいくと、約1,600万円強となっておりますので、大体700万円ぐらい、寄附金よりも支出の補助金のほうが多くなっておりまして、基金残高も昨年度末よりは、減少してくる見込みになっております。

◎**はた委員** 現場の声で、いろんな取組をする中で、物価高騰に見合う一定の支援が必要ではないかと思うんですが、今回の令和7年度については、現場への支援の額は物価高騰が考慮されているでしょうか。

◎**野村子ども家庭課長** 補助金の額としましては、令和6年度と同額としております。物価高騰に対しましては、これまでも何度か引上げをしてきてまして、運営経費の部分ですけど令和6年度に8,000円から8,500円に単価を上げてきております。今後についても、状況も見つつでありますし、あと基金の残高がやはり財源となっておりますので、その辺りも見ながら判断してまいりたいと思います。

◎**はた委員** 子ども食堂の役割として、居場所であると同時にアウトリーチ、困っているところを尋ねる、支援することも現実されていると思うんですが、この補助金はアウトリーチの部分につながっているでしょうか。

◎**野村子ども家庭課長** 子ども食堂の方々が、各家庭に探しに行くというよりは、そこに来られたお子さんとか、御家庭のお困り事に気づくといったところで、県としても、そういった子ども食堂の役割にも主眼を置いて、居場所づくりとしての支援をしてきたところではございますので、一定この補助金も、そういった困った方に気づく上では、役に立っ

ていると考えています。

◎はた委員 アウトリーチをしている子ども食堂の現状は御存じでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 一定お困り事、地域の、例えば、市町村だったり社協だったり連携をとって、何らかこういった御家庭があるよというつなぎをしていることは、個々の子ども食堂からも事例として挙がっておりますし、そういった取組を横展開できるように、地域の中で、子ども食堂同士が集まった会みたいなども行政として設けて、情報共有をさせていただいているところです。

◎はた委員 知ってるということなんで、前提で言いますけれども、実際、来てた方たちが来られない、顔が見えない、心配をして現場は訪ねていく。来れるようになるまで、出向いてアウトリーチをしながら支援を続ける、そういうことをしているんですけれども。この基金ありがたいんですけれども、アウトリーチの部分まで使えているとは言えないんじゃないかと思うんですが、確認ですけど、どうでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 家庭に入っていくところまでの補助金ではなくて、あくまでも居場所づくりになってますので、そういう意味では、確かにつながってないと。

◎はた委員 やっぱり、現状、時代、必要性に合わせて、基金の活用の範囲も状況に合わせて見直していくことも大事ではないでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 子ども食堂は、地域の皆さんがこういった食堂をやりたいというところで、本当にあちこち自由な形で運営をされています。かえってそういったアウトリーチ支援を、食堂の方々にやっていただくのかを、行政のほうでなかなかお願いするのは、少し、そもそもの成り立ちから趣旨が違うのかなと思っております。

◎はた委員 お願いされなくても、必要があったら助けに行くことが、現実されている現場ですので、やっぱりそういう現場に合った、必要性に合った基金の活用を進めていくべきだと、意見を述べておきます。

◎橋本委員 ケアリーバーの本県の実態について、全く示されていないので、分かれば教えていただきたい。

◎野村子ども家庭課長 実態と人数ですか。

◎橋本委員 人数とか、例えば、全国的に言われているのは、離職率の問題が非常に大きく取り上げられて、ケアリーバーの方々は3年間離職率が6割ぐらいになっていると。本県でもそういう実態なのかどうなのか。それに即して、こういう形で、一応、具体的に現状と課題をきちっと確認ができて、それから、ケアリーバーに対する自立支援体制の強化で拡充しているのかをお聞きしたい。

◎野村子ども家庭課長 すみません。離職率については把握していませんけれども、毎年30人ぐらいの方々が措置解除になっています。令和5年度にケアリーバーの方々へのアンケートをとったところ、やはり、何らかの相談相手が欲しいといったようなお声が多かつ

たところでは、あと、支援を実際受けたものと、お金の管理だったりとか仕事のことへの相談について、もっと聞きたかったとか、若干、実際、自分たちが自立に向けて支援を受けたことと、受けたかったことのギャップみたいなところがございました。

ゆえに、そういったところも踏まえて、まず、入所中からの支援で、児童養護施設等の方々には、そういったアンケートの結果もお示しし、そういった支援につなげるところもありますし、先ほどの説明の中でありました、自立支援拠点を現在設けてますので、そういったところでは、就労相談の専門の職員も配置して、これまで以上に就労に向けた支援が充実しておりますので、引き続き、声を聞きながら、支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

◎橋本委員 最後に、一応自立支援拠点を強化するというところで、相談事に乗るとのことなんですけれども、基本的にはそんなアプローチが本当にできるんだろうか。私、何回も言ってるんですけれども、来なきゃやらないじゃいかんと、自分は思ってて。やっぱり、全て行政のことって申請主義に走ってしまうところがあって、人助けではないですけども、こういう問題は、アウトリーチって今ずっと言ってきましたけれども、そういう視点がどうしても必要なのかなと思っています。

だから、実態も分からずに、多分これだけぐらいの人数よみたいな話で、市町村に例えば、ケアリーバーがどれぐらいいて、どういう就労になって、離職率がどんなになって、その後の生活がどんなになったかっていうぐらいは、しっかり確認をしていただければありがたいなと思ってます。

◎野村子ども家庭課長 拠点の取組自体も、まず市町村にも知っていただいて、市町村からつなげていただくところもまず重要にもなってきますので。そういった意味では、市町村に対して、こういった拠点の取組は、周知を図ってきているところですし、引き続き、施設等との連携もそうですし、関係機関と連携しながら、つながる必要のある方がしっかりとつながるような取組を進めてまいりたいと思います。

◎はた委員 児童相談所の相談件数が結構増えているんですけども、それに見合う支援体制、人員なのかどうか。

◎野村子ども家庭課長 確かに相談件数は県内では高止まりの状況になってます。例えば、児相の職員については、国に職員配置の基準が定められておりますけれども、いずれも上回る配置を維持しておりますので、十分な体制をとっております。

◎はた委員 現場の人員体制が十分とのことなんですけれども、働き方の面で、宿直や、休憩がとれない、そういったことが起きてないかと思うんですが、そういった勤務体制のチェックは、県は関わって把握をされているでしょうか。

◎野村子ども家庭課長 まず、一義的には所属長の管理下にありますので、児相長がしっかりと管理をしておりますし、時間外については、本課にも状況は上がってきております

ので、そういった中で、しかるべき体制はどうかを、毎年、協議しながら、体制の強化を図っているところです。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども家庭課を終わります。

〈福祉指導課〉

◎下村委員長 次に、福祉指導課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 生活保護、福祉の現場を支えるケースワーカーは、法定定数からいうと、どの程度配置されているのでしょうか。

◎山岡福祉指導課長 県の福祉保健所で申しますと、標準数は24名です。それに対して、県の5つの福祉保健所では28人を配置しております。

◎はた委員 県が担当しているところはどうでしたけれども、高知市を含め全県で見ると、ケースワーカーの定数と実際の数はどうなってますか。

◎山岡福祉指導課長 高知市で見ますと、令和6年8月31日現在で、標準数に対しまして23人少なくなっておりますが、それ以外の10の福祉事務所については、標準数よりも、それぞれ1多い形になっております。

◎はた委員 やっぱり標準、法定と言われるケースワーカーの配置ができていない自治体に対して、県はどう対応するのでしょうか。

◎山岡福祉指導課長 県としましては、高知市だけではなくて全ての福祉保健所、それから11の福祉事務所、それから5つの福祉保健所に対しまして、毎年5月に実施方針ヒアリングを、どういう方針で、各福祉保健所・福祉事務所が生活保護行政をやっていくのかに対して、福祉指導課がヒアリングをしております。

その中で、もちろん標準数に対しまして、ケースワーカーがどれぐらいいるのか、不足しているところについては、改善を求めています。それから、毎年、各福祉事務所・福祉保健所に対しまして監査に入りますので、そのときにも、当然、事務所の体制についてはお聞きしますので、不足しているところについては、私も幹部ヒアリングに行きますし、最後の公表の中では、指摘させていただいているところでございます。

◎はた委員 監査でも指摘を受け、県からも指導を受け、それでも改善されない状況が続いているのでしょうか。

◎山岡福祉指導課長 今でも不足しておりますけれども、平成20年の後半ぐらいよりは改善が図られていると聞いておりますし、正職員ではないですけれども、会計年度任用職員などを多く採用して、そういった方も含めて対応しているということで、徐々には改善の方向に向かってきていると認識しております。

◎岡田（芳）委員 1点だけ、生活保護費が6.6%マイナスとなっておりますよね。その最大の要因は何でしょうか。

◎山岡福祉指導課長 そこは説明でも申し上げましたが、生活保護受給者の数が、平成25年度以降ずっと減少傾向が続いておりまして、この予算を算定するに当たりましては、過去3年の予算の平均をとって算定をしております。ただ、ずっと減少傾向が続いておりますので、6.6%減でも十分やっていけると考えております。

2月補正の後の、令和6年度の最終の金額よりも1億2,000万円余り多く積んでおりますので、現状の予算決算の推移を見る限り、不足することはないものと考えております。

◎岡田（芳）委員 なかなか生活が厳しくなってきた、高齢の独り暮らし、2人やったのが1人になりっていう、何か食費も削ってるとかいう話も、いろいろ聞くんですよ。だから、やっぱり生活保護は権利でもあるし、暮らしを支える大事なシステムでもあり、セーフティーネットでもありますので、それが使いやすいように、パンフレットの改善とかもなされておりますけれど、そういうところもぜひ周知していただいて、安心して暮らせる環境を広げていただくようにお願いします。

◎山岡福祉指導課長 令和5年、令和6年度、月1,000円の特別給付がありまして、令和7年度、令和8年度は1,500円に増えたと。それは、物価高騰対策なんですけれども、そういったことも含めて周知をして、生活保護受給者が安心して生活できるように、県としても、指導監査を行っていきたいと考えております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、福祉指導課を終わります。

〈人権・男女共同参画課〉

◎下村委員長 次に、人権・男女共同参画課を行います。

（執行部の説明）

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 人権施策の取組の中に、ハラスメント対策は入っているのでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 入っております。

◎はた委員 ハラスメントに対する相談、また、それに対する対応は、どれくらい件数があり、どういう対応をしているのでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 ハラスメントに関する主な相談としては、人権啓発センターのほうで、いろいろな相談を受け付けております。昨年の年間相談件数が82件ありました。そのうち、ハラスメントに関する相談は6件となっております。主な内容は、生活の困り事といった、割と身近な困り事だったり、個人的な悩み事といった相談に分類されています。

◎はた委員 ハラスメントに限りませんが、差別やDV、ハラスメント等が目の前

で起きていたときに、県はどのような対応を指導してますか。

◎市村人権・男女共同参画課長 相談を受け付けた際には、基本的には傾聴をして、お伺いをした上で、それぞれ関連する専門機関、もしくは市町村等におつなぎをする形です。なかなか直接的な解決というか、解消を担っていることになってはないんですが。

◎下村委員長 はた委員、もう1回、聞いてあげていただけますか。

◎はた委員 自分の目の前で差別、ハラスメント、DV等、そういった行為、言動が起きた場合どうしますか。

◎下村委員長 それは個人で。

◎はた委員 担当課として、自分の目の前でそういう行為があったときに、それをとめるんじゃないですか。黙って見てますか。

◎下村委員長 これは例えということでもいいですか。

◎はた委員 これだけ相談ありますからね。

◎市村人権・男女共同参画課長 恐らく、起きているその場面において、どんな内容のやりとりだったり、発言されているかは、個々ケースが違っていると思います。なので、それぞれの事例の中で、適切な助言をさせていただく形になってきます。

◎はた委員 行政の立場でも、やっぱり人としての立場でも、そういう行為が目の前で起きていたときは、まずは止めるとか、止めた後に聞き取りをするとか、そういうことが必要ではないか、特に行政の対応としては、そういう現場を見たときは、聞き取りまでしてやっていく。そう思うんですが、対応としてはどうでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 実際、行政というよりかは、個々職員がその現場に対して対応するときには、そういうこともあり得るかと思うんですが、相談に対して、その解決の調査権があるわけじゃないと。

◎下村委員長 はた委員、ちょっと具体的に、この内容自体がちょっと抽象過ぎますので。

◎はた委員 人権の啓発事業も予算使ってされてますよね。人権啓発をするに当たって、DV駄目ですよ、ハラスメント駄目ですよと啓発することと同時に、そういうことがあった場合に、こうしたらいいですよ、またこういう対応をしてくださいという啓発はされていないんでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 そこは講演とかセミナー、研修会、いろいろな場面で啓発をしています。

◎はた委員 なぜ聞いたかというと、若い人がUターンしない理由に、やっぱり古い、男女の固定的役割分担意識、男尊女卑的風習、傾向、言動、そういうものがあるところに、若い人が戻ってこない理由もアンケートで見るとはすけれども、県としては、そういう声をつかんでいるのでしょうか。

◎市村人権・男女共同参画課長 昨年度、所管が違いますが、政策企画課が女性100人へ

のアンケート調査等をされていて、そういった報告書の中では、そういうお声があると拝見しているところです。また、当課でも県民意識調査を実施してまして、家庭生活や職場生活における、男性が優勢なのか、平等と感ずるのかといった調査結果からも、なかなか平等ってところの上昇率が一気に伸びることは、やっぱりない状況なので、そういった面でも、まだまだ男性が優遇されていることを感ずてる女性の方は、多いんではないかなと思つてます。

◎岡田（芳）委員 2ページ（4）民間団体と連携した居場所の提供等による支援対象者の早期の把握のことなんですけれども、DV等で隠れ家やないけど居場所が必要だというケースもあると思うんですけれども、県としても、そういう場所をどこかに持っているんですか。

◎市村人権・男女共同参画課長 一時保護所としては持っております。場所は非公表としております。

◎岡田（芳）委員 市町村とも連携して、その場所の確保も必要だと思うし、新規事業になってますのでね、どんな取組なのかなと思つて、言える範囲で分かれば教えていただきたい。

◎市村人権・男女共同参画課長 こちらのほうの居場所については、シェルター機能というよりは、もう少しそこよりも手前の、若い方の気軽な相談室、町の保健室のような、相談先として確保ができる形で開設をしたいところで、今契約の準備中です。

◎樋口委員 先ほどの、はた委員のことなんですけど、目の前で差別、ハラスメントが行われたら県職員がどうするかということだったけど、まず通常だったら、県職員の立場として、やっぱり注意する方法もあるんですけど、ただ問題は、私は言うてない、私はやってないと開き直られたら非常に難しい立場になります。特に公務員の場合は、私らも含めて、そんな現場に行つて、開き直られたら大変難しいということですね、非常に答弁しぬくい答弁やったと思つますけどね。

◎下村委員長 ありがとうございます。先ほどですね、私からも申し上げたように、少し抽象的な質問でしたので、またよろしくお願ひしたいと思つます。

質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の業務概要を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 それでは続いて、子ども・福祉政策部から3件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにいたします。

〈障害福祉課〉

◎下村委員長 まず、個人情報の漏えいについて、障害福祉課の説明を求めます。

◎山崎障害福祉課長 療育福祉センターにおいて実施しております障害福祉サービスの短期入所事業で、個人情報の漏えいがありましたので御報告いたします。

1 事案の概要ですけれども、3月30日に、療育福祉センターの病棟において、短期入所の利用者に必要な障害福祉サービス・地域相談支援受給者証を返却する際に、誤って別の児童の保護者に渡したというものです。この受給者証というのは障害のある人が障害福祉サービスを受けるために、市町村から交付される証書になります。受給者は、利用者が受けるサービスの内容や支給決定期間などが記載されており、利用者はこの受給者証に基づいてサービスを受けることが出来ます。療育福祉センターでは利用者ごとにA4サイズの個人ファイルを作成しております、受給者証や予約表などの関係書類と、短期入所中に飲む必要がある薬を保護者の方に入れてもらって、利用日にファイルごとお預かりをしております。受給者証にはサービスの利用実績を記入することとなっており、実績を記入した後、ファイルに戻す際に、同じ日に短期入所を利用していた別の利用者のファイルに入れ間違えて、帰宅する際にそのままファイルをお返ししたために、受給者証が別の方に渡ってしまったというものになります。文書に記載されていた個人情報は、障害福祉サービスの受給者であること、療育福祉センターで短期入所を利用していたこと、その利用日、保護者の住所氏名生年月日、児童の氏名生年月日になります。

原因は、担当する職員が返却する際に受給者証の氏名の確認を十分せずに返却したというところによります。当事者の方には誤返却が発生した、その当日に電話にて説明と謝罪を行っております。またその後受給者証をお返しする際にも対面でおわびをしております。

今後の対応策ですけれども、受給者証の取扱いプロセスを定型化するとともに、確認作業を複数回行うよう改めとり違いの防止をしていきます。また療育福祉センターの全部署において、個人情報取扱いの総点検を行いまして必要に応じて、取扱い手順を見直すなど漏えい等が生じないように改善していくこととしております。

全ての職員が常に細心の注意と緊張感を持って、個人情報取扱い事務に携わるよう、個人情報の適切な取扱いについて指導を徹底してまいります。誠に申し訳ございませんでした。

説明は、以上になります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、障害福祉課の説明を終わります。

〈福祉指導課〉

◎下村委員長 それでは次に、個人情報を含む文書の誤送付について、福祉指導課の説明を求めます。

◎山岡福祉指導課長 幡多福祉保健所における個人情報を含む文書の誤送付につきまして、御報告いたします。

事案は、生活保護受給者が、令和6年12月と令和7年1月に、調剤を受けた薬局に対しまして、幡多福祉保健所から送付すべき調剤券について、他の生活保護受給者の氏名で作成し、それぞれ令和7年1月8日と2月5日に送付したものでございます。

3月19日、幡多福祉保健所が、社会保険診療報酬支払基金から送付を受けた1月分の報酬請求データと、生活保護の電算システムに入力した調剤券のデータ等を突合したところ、別人の調剤券が送付されていたことが判明しました。またそのときに、12月調剤分についても改めて確認したところ、同じ誤りが判明したものでございます。記載されました個人情報は、氏名、性別、生年月日、住所、生活保護医療扶助に係る受給者番号でございます。

原因といたしましては、薬局から幡多福祉保健所に送付された処方箋の写しをもとに、調剤券を作成する際に、読み方が全く同じで、漢字が一字違う別の生活保護受給者の氏名を選択してシステムに入力したこと、また、入力のもととなる処方箋の写しと、調剤券を複数人で突合するルールが明確になっていなかったこととございます。

情報流出させてしまった方への説明及び謝罪は3月21日に行い、了解をいただいております。

再発防止策といたしましては、福祉保健所において作成し、発行する調剤券につきましては、処方箋の写しとの突合を複数人で確実にチェックすることを全ての福祉保健所に徹底するとともに、福祉保健所の管理職等が複数人での突合をされていることを、チェックリストで必ず確認することといたします。今回、御報告させていただきました件につきましては、大事な個人情報の取扱いとしては、誠に不適切であり申し訳ございません。

説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

私のほうから一言申し上げたいと思います。今、障害福祉課また福祉指導課のほうから、それぞれ、個人情報の漏えいのお話がありました。大変、これは機微な情報が含まれた重要なものでございますので、いろいろプロセスも変えていくとか、いろいろ対策を練られるということですけど、ぜひ、今後の取扱いには十分に御注意いただいて、今後このようなことが起こらないようお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

質疑を終わります。

以上で、福祉指導課の説明を終わります。

〈人権・男女共同参画課〉

◎下村委員長 それでは次に、パートナーシップ制度の指針改定について、人権・男女共同参画課の説明を求めます。

◎市村人権・男女共同参画課長 当課から、パートナーシップ制度の導入に関する指針の改定について御報告をさせていただきます。

まず上段の背景についてですが、性的マイノリティーの方々に対して、婚姻に準ずる関係を認め、社会的認知度の向上が期待される、パートナーシップ制度の県内での導入は、この4月に2市町増えまして、11市町まで広がりました。県内市町村でのパートナーシップ制度の導入を進めていくに当たり、県では、昨年7月23日に、高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針を策定しております。指針には、制度導入に向けた基本的な事項として、制度対象者の要件などを定めておりますが、このたび、導入を検討している市町村をさらに後押しするため、市町村や当事者の方々の御意見などを参考として改定することとしました。具体的には、改定内容を御覧ください。改定のポイントの1つは、パートナーシップ制度届出者から、パートナーの子供や親などに係る病院や保育所、学校への送迎時に、扶養関係等の証明のため、要請があった場合には、近親者との関係も含めて公証を行うことが望ましいとし、近親者の範囲について、参考例を明示しました。

ポイントの2つ目として、当制度で利用できる、県の行政サービスや、市町村で展開可能な行政サービスを、別表にて例示しています。県としましてはパートナーシップ制度を導入していない市町村にも参加を呼びかけまして、意見交換会を実施し、制度導入に対して後押しや助言、調整などを行ってまいります。さらに、パートナーシップ制度に関する社会的認知度を向上させるため、民間事業者も含めて導入市町村の制度の内容等について広く周知するための広報活動を行っていくなど、県としましても支援を行っていくこととしています。実際の指針改定案は次ページ以降に掲載をさせていただいているとおっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、人権・男女共同参画課の説明を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部の業務概要を終わります。

ここで、15分ほど休憩させていただきたいと思います。開始時刻を2時55分といたします。

(休憩 14時39分～14時54分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

《文化生活部》

◎下村委員長 次に、文化生活部の業務概要を聴取いたします。

業務概要の説明に先立ちまして、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(幹部職員自己紹介)

◎下村委員長 それでは最初に、部長から総括説明を受けます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎下村委員長 続いて、各課長の説明を求めます。

〈文化振興課〉

◎下村委員長 まず、文化振興課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎榎尾委員 まんが王国・土佐の推進について御質問させていただきたいんですけれども。3月1日に行われました全国漫画家大会議、第11回続いて、今年で終了ということで、会場内には大手出版社もいらっしやって、本当に地方で漫画という文化を体験できるいい事業であったなと自分自身も思っております。今年なくなって、新しい取組も進めていく中で、今後どういった形で推進していきたいか、詳しく教えてもらえたらと思います。

◎太田文化振興課長 漫画家大会議につきましては、出版社とか漫画家の皆さんとの関係構築とか、そういった観点で大変つながりも深まった事業でございます。先ほども説明させていただきましたけれども、その関係を今年度も生かしつつ、高知での漫画文化の振興に向けて、高知を取り上げていただくとか、そういった取組を積極的にしていただく形で、出版社、漫画家の方との関係を引き続き構築していきたいと思っております。

◎榎尾委員 引き続きお願いします。

◎岡田(芳)委員 関連して。同じくまんが王国・土佐の関係で、新規事業が並んでますけれども。学校関係のまんがクラブ、イラストクラブなんかがあると思うんですけれども。よく地域の文化祭でも出展をして、なかなかすばらしい作品がたくさん並んで、私も驚いたんです。そういったところへの現在の支援といいますか、例えば、九州の熊本だったかな、県立高校で漫画を中心に、最新のプロ仕様のパソコンを入れて、それで全国から生徒が集まってきている。それから、国際的な交流も図っているという経験を、ネットかなんかで見たんなんですけれども。やっぱりこんな後押しといいますか、せっかくこういう事業を展開するんだったら、高知こそ、そういうのをやったらいいんじゃないかなと思ったんですけれども、展望、考えはないですか。

◎太田文化振興課長 高校生に関しては、まんが甲子園がありますので、ぜひ出ていただいて、切磋琢磨していただきたいところです。まんが甲子園につきましては、世界の学校

にも募集をかけておりました、来ていただくようになっておりますので、そういった意味で、交流する機会もできてくるかなというところでございます。

あと、漫画アニメ教室みたいなのも、一部アニメについては産業振興推進部の事業になりますけど、25回程度開催しておりますので、実際にそういった体験ができる場面を活用していただいて、より腕試しでもないですけど、勉強する、学習を高めていただくこともしていただきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 それこそ紙と鉛筆があったらできる世界で、パソコンとか最近はやられていますけれども、そういうところで人が呼べるんだったら、また発信できるんだったら非常にいいなと思いますので、また、力を入れていただきますようお願いいたします。

◎横山委員 関連なんですけれども。もともとまんが王国・土佐推進課、課だったものが今、室になってますけど、やはり、高知の本当に大事な文化として、このまんが王国・土佐という冠をしっかりと、次世代に続けていかなければならないんだろうと思います。多くの有名な漫画家を輩出してますけど、これからまた次世代の、そういう漫画家人材を育てていくことも大事なんだろうと思います。まんがBASEの視察も行かしてもらいましたけど、盛り上がりと同時に、漫画家をはじめとする人材育成についての取組を教えてくださいませんか。

◎太田文化振興課長 委員言われたように、まんがBASEの取組は、まず、漫画を通じて体験してもらって、作画教室なんかもありますので、そこは本格的にプロが使う機材も活用して、漫画をつくることもできます。そういった機会でも、どんどん自分がやりたいことを高めていただきたいと思っております。先ほど、漫画教室の話もありましたけれども、そういった形で幅広く展開していくことで、まず一発目の機会を構えていくことが大事かなと。そこでさらに興味を持った人がどうしていくかもあるかと思っておりますけれども、まず、拡大をしていくことによって、将来の漫画家を目指す人の育成にもつながるような形で、まんが甲子園の取組を含めてやっていきたいと思っております。

◎横山委員 高知県は東西に長くて、中山間もある中で、まんがBASEに来てもらうことが、一番なんでしょうけれども。やっぱり出張して、そういう作画を体験できる取組も必要かなと思うんですけど、その辺についてお聞かせいただけますでしょうか。

◎太田文化振興課長 今年度、年度後半になるかもしれませんが、そういった出張の形も進めていきたいと思っております。

◎横山委員 最後に、まんが王国・土佐という限りは、県のあらゆるところに、やっぱり漫画に親しむ機会も増やしていくことが重要じゃないかなと思うので、いろんな機会を捉えて、高知県の漫画文化を、県民にもう一回、再認識してもらえる。そのような折に触れて見ることができる、そのような機会を、ぜひ、まんが王国・土佐推進室として、頑張っていたいただきたいなと思っております。

◎はた委員 文化の広報の在り方で聞きたいと思います。今、クルーズ船が高知にはたくさん来ています。外国の方たちがどこに行っているか、それがアンケートでも出てますけれども、高知市中心で終わると。本来、高知のもっとすばらしい、高知市以外にも伝統芸能、文化がいろいろあると。そういったところにつながっていく発信、取組が、この広報誌の発信だとか、高知の文化の国内外への発信、この中でどう進められるかが、すごく、各現場から期待をされていますが、県としてはどう取り組んでいかれるのでしょうか。

◎太田文化振興課長 クルーズ船でありますと、出られる場所が決まってるわけですので、そこから、県内に周遊する旅行商品の中に、そういったのを組み込めるかどうかだと思いますので、旅行業者との話になるかもしれません。観光部局とも相談しながら、そういった形で、タイミングが合うかとか、いろいろあるとは思いますが、そういうことを考えていきたいと思っています。

◎はた委員 PR情報がなくて、行くことにはならないので、文化とこういった伝統と発信が結びつくように、取り組んでいただきたいなと思います。

それと、まんが王国の取組についてなんですけれども、これも外国との連携を期待されていますけれども、県としてはどういう取組を、国外との関係で進めていくのか教えてください。

◎太田文化振興課長 今の一番の外国との絡みでいきますと、やっぱりまんが甲子園になってまいります。外国の学校に応募してもらうこと。裾野を広げるじゃないですけどそういった形でPRもしていかないといけないと思いますし、実際に来ていただいて、高知を体験していただくと、その後の関係人口の拡大にもつながると思いますので、裾野拡大につきましては、どういった形でしていくか検討していきたいと思っています。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、文化振興課を終わります。

〈よさこい高知文化祭課〉

◎下村委員長 次によさこい高知文化祭課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 この取組に向けて、各文化団体は、そもそも担い手が少ないということで、大会参加に不安を抱えているところだと思うんですけれども。どう文化団体を支えながら、参加を確保していくのか。また、大会の協力者を確保するのか、人員の面でどういう対策をとられているのでしょうか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 文化団体につきましては、大会の成功に向けまして御協力が欠かせませんので、県の実行委員会メンバーにも入っていただいております。マンパワーを含めた具体策ですけれども、今、文化団体に具体策を検討いただく予定にしております。

ます。

◎はた委員 広報活動ですが、今回、広報大使は誰なのか、また広報大使が行う活動はどういうものかをお願いします。

◎松本よさこい高知文化祭課長 広報大使は、4名おりまして、まず、島崎和歌子さん、三山ひろしさん、それから車椅子ラグビーの池透暢さん、それから、20年前にデカレンジャーに出演した、吉田友一さんなどをお願いしております。今年度実施します1年前イベントとか、そういうものにかかわらず、様々なイベントでご出演いただきまして、広報を図っていこうと考えております。

◎はた委員 ぜひ、広報活動の中に県内の子供たちや、あと、文化・芸術の担い手増やしにつながるような活動も、広報大使の活動として、位置づけることが大事かなと思うんですけどどうでしょうか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 この大会の大きな目的が、文化の次世代への継承という観点でありますので、大会全体の事業もそういった目的で組んでおりますけれども、広報大使の方にも、例えば、市町村と一緒に行っていただくとか、そういったPR活動も御協力いただきたいと考えております。

◎樋口委員 市町村の地域文化交流事業、これは県からの補助はどれくらい予定していますか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 令和7年度、文化交流事業で上限ございませんけれども、補助率3分の2を予定しております。

◎樋口委員 これ、市町村によって、物すごく文化行事イベントの開きがありますわね。ちらっとさっき見たら、かつての普通やってる恒例事業も、半分近く入っている感じなんですけど、やはり、せっかくこの機会があるから、非常に事業・イベントの少ない市町村に対しては、やはりもっといろんなことをやらないか声掛けはしていますか。

◎松本よさこい高知文化祭課長 昨年度、市町村説明会も繰り返しまして、基本、240事業と申しましたけど、おっしゃるように既存の事業が多うございます。ただ、補助金も構えておりまして、なかなか既存の事業に補助金充ててませんけれども、例えば、新規の事業とか、拡充して未来へつなげていく事業をぜひ上げてくださいと、要望を聞きまして、予算を取っているところでございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、よさこい高知文化祭課を終わります。

〈歴史文化財課〉

◎下村委員長 次に、歴史文化財課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います

◎竹内副委員長 四国遍路でございますが、四国全体で協調性を持って、連携をとりながらだろうと思うわけでございますけれども、どのような連携の中で行われているのかということをお聞きしたいなど。勉強のためにお教えてください。

◎山崎歴史文化財課長 四国4県で四国遍路の世界遺産登録を推進するための推進協議会を、行政だけでなく経済団体の皆様も参加をいただいて事業を進めております。その中で、4県が持ちます札所・寺院、あるいは遍路道、それぞれを史跡の指定を目指して、4県が密に連絡をとって事業計画を策定して進めております。今後、5年間重点的に札所・寺院、または遍路道の指定に向けて調査を進めてまいります。また、今、札所・寺院併せて27か寺、遍路道で58.7キロ指定をしておりますが、さらに指定に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

◎岡田（芳）委員 関連になりますけど、3ページ最後の遍路道の整備です。市町村が管理するのを支援するという事なんですけれども、整備状況というか、特に外国人が結構お遍路に来てまして、私も道を尋ねられて、英語だったんですけども、なかなかよう答えられなくて困ったことがあります。多言語でももちろん案内されてると思うんですけどその辺の状況はどうなんですか。

◎山崎歴史文化財課長 新型コロナの影響も収まりまして、今遍路、巡礼される方、外国人も含めて多うございます。四国の推進協議会では、外国人向けのパンフレットなどは整備をしておりますが、なかなか案内看板までいってない状況です。こちらのクラウドファンディングは、例えば、市町村が遍路道の補修とか案内看板の設置を行う際に、県が支援をさせていただく制度になっております。また、そういった多言語化に向けて、県も、市町村とお話をしまして、必要であれば支援も考えていきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 私もその後、英語の八十八ヶ所の冊子を買って、ちょっと見たりもしておりますけれども、なかなかそれで案内するのは難しいなと思っております。やっぱり、いろんな人が来ますのでね。お接待も皆さん頑張ってやられておりますし、多言語でぜひ、丁寧に案内をしていただければと思います。

また、別件ですけども、文化財の関係で収蔵です。埋蔵文化財にしても、民俗にしても、収蔵スペースが本当に手狭になってきた話も、県もそうですし、市町村もそうですしあります。そうした収蔵計画というか、今後そういう保存のスペースが確保できるのかどうかお聞きします。

◎山崎歴史文化財課長 県立の文化施設、歴史系3館ございますが、それぞれ、やはり収蔵能力は、逼迫もしくは逼迫に近い状況がございます。特に歴史民俗資料館につきましては、今まで主に民俗資料などを収集した経緯もございまして、相当、収蔵能力の逼迫は現実問題としてございます。このため、一昨年、令和5年度から2年間をかけた、施設の収蔵に向けた在り方検討会を有識者を交えて議論をしまして、今後の必要な収蔵スパー

スについて御検討いただきました。

その前提として、まず、これまで歴史民俗資料館の収集方針がきちんとされていなくて、一定収蔵を、キャパシティを超えて受け入れた経緯もございますので、きっちり収蔵方針を検討して、それから管理の適正化、受入れの方法を踏まえた上で必要な収蔵面積、収蔵スペースを検討して、既存の県立施設などの活用も視野に入れながら、今後、増床が必要かどうかをしっかりと見極めていきたいと思っております。

◎岡田（芳）委員 貴重なものもあると思うし、残しておいたらいいものもあるので、その辺の見立ては素人ではできないので、やっぱりプロの方にしっかりと鑑定、評価をしていただいて、残すべきものを残していくことを、市町村とも連携して取り組んでいただきたいと思っております。

それから最後になりますけれども、県史編さん事業です。今作業がどんどん進んでおりまして、新しい県民向けの広報ですよね。第一部が最近出て、それを私も見せていただいて、全体の進み具合がよく分かりました。それなんかも、やっぱりせつかくの機会ですので、広く県民の皆さんに知ってもらおう。あるいは学校教育関係者にも知ってもらったらと思ったことなんですけれども、その辺の広報の取組はいかがですか。

◎濱田歴史文化財課企画監（県史編さん担当） 委員ご指摘のとおり、県史編さん事業は20年という長いスパンで取り組む事業でございますので、都度都度広報をすることで、県民の皆様にも今の状況をお知らせすることが、非常に大事だと考えております。先ほど委員からもお話がありました「ときのあかし」につきましても、今月、皆様のお手元にも配付をしていきたいと思っております。今多分フェイスブックとかホームページで出しているだけなので、速やかに配布をさせていただいて、例えば、日曜日であったりとか、日曜市の文化の魅力であったりとか、長宗我部元親の花押であったりとか、そういう、歴史に興味のある人、また興味のない人に対しても、非常にアピールできる内容になっております。

もう一つ「とさぶし」という文化振興課が出している雑誌もございますが、それについても「とさぶし」の本編と連動する企画、例えば、高知の城下町だったら、土佐一条氏を取り上げることで、アンケートの結果、非常に好評も受けておりますので、ぜひ、また広報も進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎岡田（芳）委員 文献も見比べながら、新しく分かったことも書いてありまして、非常に参考になりますし、また歴史にも、地域にも、興味をそそられるんじゃないかと思っておりますので、教育関係者も含めて、幅広く活用されますようお願いいたします。

◎はた委員 民俗芸能の振興と中山間地域の活性化で、本当に担い手がない状況をどう乗り越えていくかという点で、青年団の皆さんが各地域に入って文化、歴史、芸能、そういったものに関わりながら、地域の方と一緒に、伝統を残す活動をされてますけれども、活性化のための活動計画とか、青年団との関係で取組はないんでしょうか。

◎山崎歴史文化財課長 これまでの民族芸能担い手支援につきましては、昨年度は新たに実行委員会形式によりまして、まずは高知大学と県立大学の学生、あと県職員も含めてですが、合わせて59名の方がそれぞれ保存会のニーズに応じまして、担い手として支援をさせていただきます。

一方で、参加する側が学生でありますので、今後は企業であるとか、委員おっしゃっていただいたような青年団の皆様、そういったところにも、お声をかけて、何とかこの廃絶、中絶の危機にある伝統芸能を支えていきたいと、県もしっかり頑張っていきたいと考えております。

◎横山委員 県内の県立文化施設、城博をはじめ坂本龍馬記念館、歴民館、あと埋蔵文化財センターですか、これは本当に県民にとって重要な歴史文化を知る拠点というか、学校とかで使ってもらっているのか。そういうところから、しっかりやっていかないかなのかなと思います。この県立文化施設に対して、小・中・高校もそうですけど、どれほど利用があるのか現状を教えてくださいませんか。

◎山崎歴史文化財課長 小学生・中学生・高校生についての観覧者数のデータは押さえてはおりませんが、公開授業あるいは出前授業ということで、高知城歴史博物館や歴史民俗資料館が、教育普及の一環として取組をしてお聞きをしております。我々県としても、伝統芸能や歴史文化をしっかりと、学生、生徒に自分のところの歴史を体感して、知っていただくのは、自分たちの高知は素晴らしいという郷土の誇りにつながりますので、委員おっしゃったように、まだ不十分な点があるかと思っておりますので、歴史系、文化系含めて、御意見を共有して、今後の取組を考えていきたいと思っております。

◎横山委員 もうまさに課長が言いました、地元・郷土への誇りと愛着を醸成していく施設でもあろうかと思っておりますので、そういう意味でいうと小・中または高校生の利用を、学校にも教育委員会にも働きかけていただいて、ぜひ県内の若者たちの、誇りと愛着につながるような、そのような取組を進めていただきたいなと思っております。

◎樋口委員 歩兵第44連隊跡地の整備・活用ですが。旧弾薬庫と講堂の保存活動、これは保存にはすごく金が要るんですよ。1つはその覚悟ができているのかと。金沢を見てもすごく金が要ってますよ。それから2つ目、やはりこの建物の中には、いわゆる当時の実物を使った展示館やパネル的なことは計画に入ってるんですか。

◎山崎歴史文化財課長 旧陸軍歩兵第44連隊につきましては、現在、保存活用計画の検討をしております。この活用計画の検討の中で費用概算をはじくようになっておりますが、まだ全体の経費がどれだけかは、分かっておりません。ただ、土地を購入して、一般公開に向けてしっかりと詰めていくということで、相当の費用はかかるとは承知しておりますし、国の補助制度も十全に活用して、できるだけ県の費用を抑えた上で整備を進めてまいりたいと考えております。

あと展示物につきましては、やはり講堂と弾薬庫でございますので、貴重な歴史資料の展示はなかなか難しいかなと思っております。パネル展示であるとか、そういったところで郷土の部隊が派兵された歴史、あるいはそういったところで平和の尊さ、そういったところをアピールする施設と考えております。

◎樋口委員　せっかくこんなことをするんだっただけですわ、もう実物関係を集めろうと思ったら、もう限界なんですわ、ちょっともう手後れなんですけどね。そこら辺りも、やっぱりこれを機会に、パネルだけじゃなくて、実物の訴える力はすごいものがありますからね、やはりそれは努力すべきだと思います。それで先ほど、重ねて言うけど、金がすごいかかるよ。国の補助制度と言うけどね、金沢の第9師団の跡地が、あれ金がかかって金沢市は困ってるんです。だからそんなにね、国がぼんぼん金をくれるわけありません。

ほんでもう一つ、四国遍路。僕の記憶では、もう記憶が薄れたけど、少なくとも20数年前からこんなことがどンドン出だして、15年くらい前から正式にドーンと行こうみたいな、20年前かな、15年か、ということで、当時、僕は議会におったから分かって、覚えてるんですが、そのような中で、やっぱりあまりにも遅過ぎるんじゃないかと。先ほども出たけど、今、外国人の遍路さんがスペインの道と一緒にですね、相当回ってるんですよ。もちろん、これも簡単にできるもんじゃないけど、幾ら何でも遅過ぎる、もっと早くスピードを上げるような方法は、考えてないんですか。

◎山崎歴史文化財課長　四国遍路の世界遺産登録の取組は、委員おっしゃったとおり、20年ほど運動を続けております。一方で、平成19年、国が地方に世界遺産候補の公募を行った際に、暫定一覧表として候補で載ったところが、順次、世界遺産として登録をしております。今、令和6年度、昨年度からですが、そういった候補の資産が少なくなっている現状を踏まえて国が、この資産の推薦のためのワーキンググループを設置しております。ただ、議論が公開されておられませんので、そういうところで我々は注視をしていく必要があります。課題は多いことは承知をしていますが、そういった一つずつ、資産の保護、あるいはその遍路の価値を証明をする努力は、まだ我々は続けていかなければいけないと思っております。

◎樋口委員　これ僕、最終登録はされると思うんです。ただ時間がどれくらい先になるか、遅くなるかだと思いますから、とにかくスピードを上げてほしいということです。

◎下村委員長　質疑を終わります。

以上で、歴史文化財課を終わります。

〈国際交流課〉

◎下村委員長　次に、国際交流課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長　質疑を行います。

◎橋本委員 外国人受入環境整備事業費を少し説明してくれますか。

◎松本国際交流課長 多文化共生の補助金となっております、市町村が、多文化共生に取り組む事業に対して補助を行うものです。近年、高知県内に外国人が増加をしてきておりますので、外国人と地域住民とがお互いが安心して生活ができるよう、交流の場をつくれますとか、そのような場面を、市町村が実施をする場合に補助するものです。

◎橋本委員 それは、地域国際化推進事業費の中に、多文化共生社会推進事業があったり日本語教育推進事業費があったりしているので、その下の外国人受入環境整備事業費のことを聞いてるんですけど。

◎松本国際交流課長 大変、失礼をいたしました。外国人受入環境整備事業費につきましては、外国人の相談センターと申しまして、ココフォーレという相談事業を行う施設の運営費になります。そこは県から委託をしております。

◎橋本委員 確認したいんですけども、これ私の勘違いかも知れませんが、入国前の教育施設運営事業はこの中に入っているわけではないんですか。例えば、ベトナムとかインドとか、こっちに技能実習生で来る前に、インセンティブつけるみたいな話があって、そのお金ではないのか。

◎松本国際交流課長 今委員のおっしゃっておりますのは技能実習生等が本県に、日本に来る前に必要な事業として行ってますが、こちらは、本県に在住する外国人が様々な場面で、生活の場面や仕事の場面等で困りことがあったときに、相談をワンストップで受け付ける窓口となっております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、国際交流課を終わります。

〈県民生活課〉

◎下村委員長 次に、県民生活課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 以上で、県民生活課を終わります。

〈私学・大学支援課〉

◎下村委員長 次に、私学・大学支援課を行います。

(執行部の説明)

◎下村委員長 質疑を行います。

◎はた委員 今回、国が制度を決めました多子世帯への支援で、どれだけの方が利用できる状況でしょうか。そのケースに当てはまる方は、どの程度いらっしゃるんですか。

◎後藤私学・大学支援課長 実際に県の予算を計上するに当たっては、学生の数に、3人

子供がいる世帯のパーセンテージ、国が実施している国民生活基礎調査の割合としまして11.7%になっておりますので、予算としては学生に12%を掛けた金額を計上させていただいているところでございます。

◎はた委員 制度として、3人世帯なんですが、その3人世帯だと申請として、認められるはぎまで、例えば、離婚をしたケースで利用できないっていうことを聞くんですけども。認定される前に、前の世帯と新たな離婚後世帯が変わってしまって、実質子供は3人いるけれども、その申請する期日によって制度が使えないという、そういう戸籍が動いたことによって制度が使えないと聞くんですけども、そういう事例とか対応とかありますか。

◎後藤私学・大学支援課長 まだ制度が始まったばかりで、おっしゃられるようなケースは、まだ、把握ができていない状況でございます。

◎はた委員 そういう相談は、大学が説明をする責任があって判断するんですけども、制度利用に当たっての不服がある場合、どういう形で相談したらいいのでしょうか、そういう体制はできているのでしょうか。

◎後藤私学・大学支援課長 学校に問合せがあって、後に県に問合せが来るかと思っておりますので、状況を具体的にお聞きした上で、国にも確認していく流れになろうかと思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

以上で、文化生活部の業務概要を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

あしたは午前10時から、公営企業局の業務概要の聴取を行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(16時13分閉会)